

議第30号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例（平成25年滋賀県条例第75号）の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人NPOぽぽハウスの項中「令和2年4月1日から令和7年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和12年3月31日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人NPOぽぽハウスの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。